朝日連峰保全協議会 会則

(名称)

第1条 この会は「朝日連峰保全協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は朝日連峰を愛する人たち、朝日連峰に関わる人たち、朝日連峰 に登る人たちの協働により、人為的な影響で荒廃した自然を復元させ、原 始性の高い朝日連峰の自然が永続的に維持されるように、その保全活動を

推進することを目的とする。

このため、朝日連峰に関する様々な主体の保全活動が無秩序とならないよう、広範囲な関係者が様々な立場で連携・分担するための情報交換、意 思疎通を図るものとする。

(事業)

第3条 この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 会合の開催
- 2. 朝日連峰に関する情報収集、調査、計画
- 3. 関係者間の連絡調整
- 4. 荒廃箇所及び隣接箇所での保全作業の実施
- 5. 一般登山者への啓発や情報発信
- 6. 作業者の育成・作業体制の確立
- 7. 情報の記録・蓄積・評価
- 8. その他必要な事業

(会員要件)

第4条 会員は第2条の趣旨に賛同する個人・団体をもって構成する。

(会の構成)

第5条

- 1. この会に代表をおく。代表は会員の中より選任する。任期は3年間とし、代表にあったものがその職を退く場合、後任者の任期はその残任期間とする。
- 2. この会に幹事をおく。幹事は会員の中より選任する。任期は3年間と

し、幹事にあったものがその職を退く場合、後任者の任期はその残任期 間とする。

- 3. この会に事務局をおく。事務局は会員の中より選任する。その他会員 が共同事務局として行うことを妨げない。
- 4. 代表が必要と認めた場合は、本会に顧問を置くことができる。

(役割)

第6条

- 1. 代表は、会を代表し、会務を統括する。
- 2. 幹事は、事務局の事務について助言を行う。
- 3. 事務局は、協議会に係る事務を行う。

(会合)

第7条 会合では次の事項について審議する。

- 1. 実施計画の策定
- 2. 実施報告のとりまとめ
- 3. 代表、幹事、事務局、顧問の選任
- 4. 本会の会則の改廃

(会合の開催)

- 第8条 1. 会合は原則として5月の年1回開催とする。5月会合では会員の計画 案を審議し、実施計画を策定する。
 - 2. その他、代表が必要と認めた場合に会合を開催する。

(その他)

この会則に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、代表が別 第9条 に定める。

付則 この会則は平成21年5月22日から施行する。